

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

- 1 指定開発行為の名称
(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業
- 2 指定開発行為者
名 称：鷺沼駅前地区再開発準備組合
代表者：理事長 原 修一
所在地：東京都渋谷区桜丘町 31 番 2 号東急桜丘町ビル
- 3 公告日
令和2年6月29日(月)
- 4 条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧
 - (1) 縦覧期間
令和2年6月29日(月)から令和2年8月12日(水)まで
土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。
 - (2) 縦覧場所及び時間
 - ア 縦覧場所
川崎市：宮前区役所(1階市政資料コーナー)、環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)
横浜市：青葉区役所(4階区政推進課)、市民情報センター(横浜市役所新市庁舎3階)
 - イ 縦覧時間
川崎市：午前8時30分から午後5時
横浜市：午前8時45分から午後5時
- 5 条例準備書に対する意見書の提出締切日
令和2年8月12日(水)
(郵送の場合は、令和2年8月12日(水)消印有効)
- 6 事業内容等に関する問合せ先
名 称：鷺沼駅前地区再開発準備組合
所 在 地：東京都渋谷区桜丘町 31 番 2 号東急桜丘町ビル
電話番号：03-6222-8570

問合せ先
川崎市環境局環境評価室
加藤担当 044-200-2152



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

環境アセスメントに係るお知らせ

令和2年6月29日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都渋谷区桜丘町31番2号 東急桜丘町ビル 鷺沼駅前地区再開発準備組合 理事長 原 修一
	指定開発行為の名称	(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設(第1種行為)、住宅団地の新設(第2種行為)、商業施設の新設(第3種行為)、大規模建築物の新設(第1種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市宮前区鷺沼三丁目1番2外
	指定開発行為の目的	商業施設、業務等施設、集合住宅の新設及び交通広場の拡充
	指定開発行為の内容	計画地面積: 約22,560㎡ 建設敷地面積: 約14,850㎡(駅前街区約11,170㎡、北街区約3,680㎡) 建物最高高さ: 駅前街区約146m、北街区約92m 延べ面積: 約115,000㎡(駅前街区約86,000㎡、北街区約29,000㎡)
	指定開発行為の施行期間	着工予定: 令和3年12月 完了予定: 令和12年1月
縦覧に係るお知らせ	縦覧期間	期 間: 令和2年6月29日(月)～令和2年8月12日(水) 土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、宮前区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。また、上記期間中、本市ホームページにて当該条例準備書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所及び時間	川崎市: 宮前区役所及び環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階) 午前8時30分から午後5時まで 横浜市: 青葉区役所及び市民情報センター(横浜市役所新庁舎3階) 午前8時45分から午後5時まで
	意見書の提出について	当該条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「アセス条例」という。)第21条第1項の規定に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 1 意見書を提出できる方 環境の保全の見地からの御意見がある方 2 意見書に記載していただく内容 条例準備書に記載された、環境影響評価項目ごとの調査・予測・評価又はその環境保全上の措置等について、具体的かつ明瞭に意見をお書きください。 なお、この意見書は川崎市に対する御意見や御質問を受けるものではありませんので御注意ください。 3 提出された意見書の取扱い (1) 御提出いただいた意見書は、アセス条例第21条第2項の規定に基づき、個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者(事業者)に送付します。 (2) 指定開発行為者(事業者)は、意見とそれに対する見解を記載した資料を作成し、市に提出します。市は、これを環境影響評価審議会に提出するとともに、条例審査書を作成する際に考慮します。 (3) 条例準備書に対する意見の概要と見解は、指定開発行為者(事業者)が作成する条例見解書に記載され、市はこれを縦覧します。 (4) <u>記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。</u> 個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。 (5) 御提出いただいた意見書の仕分け業務を、外部委託する場合があります。 4 意見書の提出方法 下記提出先まで郵送又は持参により御提出をお願いします。 また、本市ホームページからも御提出いただけます。 https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4676 5 意見書を提出できる期間 条例準備書の縦覧期間中(郵送の場合は、令和2年8月12日の消印有効) 意見書の提出先 川崎市環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2156 E-mail: 30kanhyo@city.kawasaki.jp	